

日本公認会計士協会 Q & A 第 5 号

「資金運用取引に関する会計処理等について」

公認会計士 山 口 善 久 (平成 19.7.15)

まえがき

本 Q & A は、当初昭和 60 年 7 月 15 日に公表され、その後平成 19 年 1 月 15 日に改正されている。

平成 19 年 Q & A まえがきによると、昭和 60 年に Q & A 公表以来、資金運用手段がより多様化してきたので、昭和 60 年 Q & A を改正したと述べている。

一読して分かるように本 Q & A は、さほど難しいことを述べているわけではないが、Q & A 公表の根底にある問題を把握していないと、その理解には若干の困難があるかもしれない。

1 論点の主題

では、Q & A 公表の根底にある問題とは何か？

昭和 60 年 Q & A も平成 19 年 Q & A もともに、Q 1 で「資金運用取引の収支に係る資金収支計算書での表示」、すなわち純額表示か総額表示かという収支表示の方法について触れているので、大方の理解はこの表示方法に係る疑問解決が本 Q & A の目的かと思われているかも知れないが、実はこれが Q & A 公表の根底にある問題ではない。

Q 1	資金運用取引の収支に係る資金収支計算書における表示は、純額表示でしょうか、それとも総額表示でしょうか。
-----	---

学校法人会計基準は、ご承知のようにその計算体系として資金収支計算体系と消費収支計算体系をもち、その報告書として、資金収支計算体系では「資金収支計算書」を、消費収支計算体系では「消費収支計算書・貸借対照表」を用意している。

この体系は、嘗てはともあれ現在では、企業会計（キャッシュフロー計算書・損益計算書・貸借対照表）でも同様である。

それにも係わらず、企業会計では、本 Q & A のような問題が提起されていない。

何故か？

実は今ここで述べた資金収支計算体系と消費収支計算体系との 2 体系間での繋がり、学校法人会計と企業会計とでは微妙かつ重要な差異があり、そこに学校法人会計では解決すべき問題を生起するのである。

昭和 46 年 5 月 10 日文管振第 69 号文部省管理局長通知 II-3-⑧にあるように、学校法人会計は、資金収支計算書の「支払資金」の概念と貸借対照表の「現金預金」の概念を全く同一としている。

昭和 46 年 5 月 10 日文管振第 69 号	
II-3-⑧	前年度繰越支払資金の金額は、前年度末の貸借対照表に計上されている現金預金の金額と一致し、次年度繰越支払資金の金額は当年度末の貸借対照表に計上されている現金預金の金額と一致すること。

それに対し、企業会計では、学校法人会計でいう資金収支計算を取り扱うキャッシュフロー計算書の「キャッシュ（支払資金）」の概念と消費収支計算を取り扱う貸借対照表の「現

金預金」の概念を同一とはしていない。

したがって、企業会計では、キャッシュの概念と現金預金の概念が同一とされないのだから資金収支計算体系のキャッシュと消費収支計算体系の現金預金とで直接的な繋がりを求められないのであるが、学校法人会計ではそうではない。学校法人会計においては、資金収支計算書において示されることとなる支払資金の収入と支出の差額は、その差額に期首現金預金在高を加えることにはなるが貸借対照表において示されることとなる現金預金の金額となり、それぞれの計算体系内のみでの概念を形成できないのである。

よって、学校法人会計基準において、資金収支計算書の支払資金は、学校法人の経済活動に使用する日常の財布に保管されている現金預金とすることが求められ、学校法人会計は日常使用を予定しない資金は別の財布を用意しなければならないこととなり、この別の財布への日常の財布からの資金の移し替えを有価証券購入支出などで処理するのである。

さていうまでもなく、貸借対照表の現金預金を入れる財布は日常使用の財布であるから、学校法人の支払資金保管担当者は、財布の中に入れてある支払資金をいつでも使用できる態勢にしておかなければならない。そこで、支払資金保管担当者が支払資金をいつでも支払可能な状態にしておくため、この支払資金を現金のみとして学校法人内の金庫に保管していれば、その現金はいつでも使用可能ではあるが利を生まないことになる。よって、支払資金の担当者は、利を生みながらいつでも使用可能となる支払手段を探し、それを財布に入れておくことを模索する。経済活動が余り複雑でない社会であるならば現金に加え預金や貯金がこの支払手段となろう。

しかし、現在の社会はこのような条件にかなった支払手段が預金や貯金のほかにも存在し、かつ、これら預金や貯金以外のものが預金や貯金より利がよいことが多い。とすれば、当該財布の管理担当者が預金や貯金以外のものを支払手段として利用するのは当然の帰結であり、かつ、そうでなければ財布の管理担当者として職務怠慢ということになる。

昭和 60 年当時で中国ファンドや現先がそれであり、平成 19 年において後述する MMF などがそれである。

しかし、財布の管理担当者が MMF などを支払手段として利用すると、学校法人会計は、それらの支払手段は貸借対照表で処理される現金預金の範疇に入らないので、それらの支払手段を日常に使用する財布に入れるのは基準違反であるという。

折角、利がよく、かつ、いつでも支払可能となりうる支払手段を選択したのに基準違反とされるのは、財布の管理担当者としては不満であろうし、学校法人そのものにとってもマイナスである。

では、私たちはこれをどのように解決したらよいのであろうか。

その回答が、本 Q&A Q2 である。Q は表示の間(とい)となっているが、A(回答)では表示方法による解決ではないことに注意したい。

Q2	MMF (マネー・マネジメント・ファンド)、MRF (マネー・リザーブ・ファンド)、中期国債ファンド、利金ファンド、FFF (フリー・ファイナンス・ファンド)、CRF (キャッシュ・リザーブ・ファンド) などの金融商品を、支払資金と同様に使用している場合についても、総額表示しか認められないのでしょうか。
----	--

さて、基準における支払資金そのものの残高に係る資金収支計算書の表示は、次年度繰越

支払資金であり、これを複式簿記でいうと、「(借方)支払資金」「(貸方)支払資金」の相殺残高(正確には、期首における支払資金の前年度よりの繰越額を加えるが)である。

そして、この支払資金の増加要因が収入として、減少原因が支出として資金収支計算書に表示されることはいうまでもない。これらの表示にあたっての基準の原則が、「総額表示の原則」や「純額表示の原則」であり、基準第5条では資金の運用取引は純額表示が認められず、よって、結論として総額表示が求められる。

すなわち、保有支払手段が支払資金すなわち貸借対照表の現金預金でないのであれば、その支払手段の保有時の仕訳は、

「(借方)支払手段の取得支出××× (貸方)支払資金×××」であり、

その支払手段の使用時の仕訳は、

「(借方)支払資金××× (貸方)支払手段の取崩収入×××」で、一端支払資金の財布に入金し、次に「(借方)〇〇支出××× (貸方)支払資金×××」と2段階の仕訳になる。

保有支払手段が支払資金すなわち貸借対照表の現金預金でない資金運用取引の増減表示は総額表示であるので、上記の仕訳の「(借方)支払手段の取得支出」も「(貸方)支払手段の取崩収入」もそのまま資金収支計算書に表示されることは容易に理解できるであろう。

しかし、この支払手段の使用者は、この支払手段を貸借対照表で現金預金と表示される支払手段と同様に理解して使用しているのである。

よってここに、支払手段の取得支出と支払手段の取崩収入を相殺して資金収支計算書に表示できるのかという Q 1 の設問に繋がるのである。

このようなことを背景にして、本 Q&A が公表されていることを私たちは理解し、本 Q&A を読み解く必要がある。

では、理解の手順にしたがって平成 19 年 Q&A をみていくこととする。

## 2 Q 2 について

Q 2 は、支払資金としての機能をもっているが故に支払資金と同様に使用する MMF (マネー・マネジメント・ファンド)、MRF (マネー・リザーブ・ファンド)、中期国債ファンド、利金ファンド、FFF (フリー・ファイナンシャル・ファンド)、CRF (キャッシュ・リザーブ・ファンド) などは、決済取引そのものに利用されることに着目して、その取引に係る仕訳を、「(借方)支払資金(MMF)××× (貸方)支払資金(預金)×××」のようにすることを認める。ただし、この仕訳の結果、支払手段として未使用なため期末に残高として残ったこれらの金融資産を現金預金勘定から除かなければならない。具体的には、期末に残になったものはその残についてのみ、支払資金外への支払資金の運用取引と認識して、例えば、「(借方)有価証券購入支出××× (貸方)支払資金(MMF)×××」の仕訳を起こすことを求めている。

この Q 2 における「(借方)支払資金(MMF)××× (貸方)支払資金(預金)×××」の仕訳の趣旨は、これらの MMF 等の増加・減少取引を支払資金としての受入・払出取引であるとみなすことにある。すなわち、「(借方)支払資金(MMF)」は支払資金の受け入れを、「(貸方)支払資金(預金)」は支払資金の払い出しを表し、MMF 等を支払資金と同様に扱うのである。また、本 Q&A がこの取扱いを許容したのは支払資金の意義からの結論でなく、これらの資金運用手段が決済取引として利用されていることを認識したからであり、

企業のキャッシュ・フロー計算書の作成基準がキャッシュに現金同等物として短期運用資産を意義づけている趣旨に通じるものである。

かような論旨をもって、Q2が純額表示・総額表示という資金収支計算書の表示問題を乗り越えた解決であることを理解しなければならず、資金収支計算書を主要計算書類とする学校法人会計においては必要な取扱いである。よって、このQ&Aを『基準』違反と指摘すべきでない。

Q2	MMF (マネー・マネジメント・ファンド)、MRF (マネー・リザーブ・ファンド)、中期国債ファンド、利金ファンド、FFF (フリー・ファイナンス・ファンド)、CRF (キャッシュ・リザーブ・ファンド) などの金融商品を、支払資金と同様に使用している場合についても、総額表示しか認められないのでしょうか。
A	<p>支払資金は、基準第6条において、現金及びいつでも引き出すことができる預貯金と定義されている。しかしながら、MMFなどは、他の金融商品の決済手段として用いられるなど、支払資金と同様に使用するには、決済取引そのものに利用されていることに着目して、支払資金内での資金の受入れ・払出しに準じて、</p> <p>(借方) 支払資金 (MMF) ××× (貸方) 支払資金 (預金) ××× とすることも認められよう。</p> <p>ただし、この結果、基準第6条で定義される支払資金以外のものが支払資金の当年度末残高になる場合、当該残高については、支払資金から支払資金外への運用取引とし、例えば、</p> <p>(借方) 有価証券購入支出 ××× (貸方) 支払資金 (MMF) ××× と仕訳すべきであろう。</p>

繰り返すことになるが、Q2は、MMFなどを支払資金と同様に使用している場合についても、総額表示しか認められないのかと問うている。

これは、Q1で「資金運用取引は、基準第5条のただし書きで純額表示が認められた収入と支出に該当しないため総額をもって表示することになる。」とされたことに対して、それを受容しながら、さらにMMFなどを支払資金と同様に使用している場合でもやはり純額表示を認められないのかと再度の問いかけをしているのである。

これに対する回答が上記の記述であり、そこでは総額表示や純額表示について何ら触れることなく、MMFなどを支払資金と同様に使用している場合には、それらの支払手段を支払資金と同じように取り扱うとしたのである。

ただし、日常使用する財布にMMFなどを入れたものの期末において未使用残があれば、その未使用残はそのままでは貸借対照表の現金預金として表示しなければならなくなる。とすれば、貸借対照表の現金預金の概念(定義)に触れる支払手段が現金預金として表示されることとなり、これを回避するためにQ2は、その未使用残を日常使用する財布から抜き出すために「(借方)有価証券購入支出××× (貸方)支払資金(MMF)×××」の仕訳を求めたのである。

Q2の回答ではこれを「……と仕訳すべきであろう。」としているが、MMFなどを支払資金と扱った場合には必ずこの仕訳をしなければならないと解すべきである。

### 3 Q 3について

Q 2の仕訳をうけてQ 3は、翌期首には次の仕訳で有価証券運用としたMMFなどを支払資金に戻す「(借方)支払資金(MMF)×××(貸方)有価証券売却収入×××」の仕訳を示している。

しかし、Q&Aは、この仕訳で「(貸方)有価証券売却収入」を計上しながら同一年度中の期末の仕訳に「(借方)有価証券購入支出」が計上されることを予想して、Q 3はさらにこの両計上科目を「(借方)有価証券売却収入×××(貸方)有価証券購入支出×××」の仕訳で相殺し、相殺後の科目と金額による表示を認めている。

すなわち、以上の仕訳を再掲すると次のようになり、①で期末に支払資金から抜き出されたMMFなどの支払手段を翌期首には支払資金に振り戻し(②)、さらに、この期首の振り戻し処理後、1年間の受入れ・払出し取引を実施した後、また、年度末に残が生じた場合は、支払資金から有価証券と振り替える処理をなす(③)こととなる。

① 前期末：(借方)有価証券購入支出×××(貸方)支払資金(MMF)×××

② 当期首：(借方)支払資金(MMF)×××(貸方)有価証券売却収入×××

③ 当期末：(借方)有価証券購入支出×××(貸方)支払資金(MMF)×××

なお、この状態で収支の表示をすると収支表示は総額表示であるから、②の有価証券売却収入も③の有価証券購入支出のいずれも収入・支出として資金収支計算書に表示されることになる。しかし、上記の②の仕訳は年度初めのMMFなどの有価証券残高を支払資金に繰り入れるため及び③の仕訳は支払資金に準じて処理した有価証券の年度末残高を支払資金から区分するためのみなす処理であるので、両方の仕訳が同年度中に起票された場合には、みなす仕訳を消去するために期末において両者の相殺仕訳が認められ、次の仕訳が起票される。

④ 当期末：(借方)有価証券売却収入×××(貸方)有価証券購入支出×××

Q 3	Q 2に従って処理し、当年度末残高がある場合、翌年度の処理はどのようなになるのでしょうか。
A	<p>MMFなどの当年度末残高が100あり、翌年度に90を預金に支出し、預金から30の収入があった結果、翌年度末に40残高がある場合には、以下の処理が考えられる。</p> <p>翌年度初め (借方)支払資金(MMF)100 (貸方)有価証券売却収入100          翌年度中 (借方)支払資金(預金)90 (貸方)支払資金(MMF)90          翌年度中 (借方)支払資金(MMF)30 (貸方)支払資金(預金)30          翌年度初め (借方)有価証券購入支出40 (貸方)支払資金(MMF)40</p> <p>この結果、翌年度末には、有価証券売却収入が100、有価証券購入支出が40計上されている。しかし、これらは、年度初めの有価証券残高を支払資金に繰り入れるため、及び支払資金に準じて処理した有価証券の年度末残高を、支払資金から区分するための処理であり、実際の有価証券の購入又は売却の金額とは異なるものである。したがって、Q 2に従って処理した場合、決算時には、(借方)有価証券売却収入40(貸方)有価証券購入支出40とし、翌年度の資金収支計算書では、結果的に減少した60を有価</p>

証券売却収入に計上することになる。

#### 4 Q 1について

上記にみたように Q 2 や Q 3 の回答には、総額表示・純額表示の文言が全くなく、また、回答全体の趣旨からいっても貸借対照表の現金預金とならない支払手段の収入・支出の資金収支計算書における表示は総額表示である。基準第 5 条のただし書きでの定め解釈は、これ以外あり得ないとしたのが Q 1 である。

Q 1	資金運用取引の収支に係る資金収支計算書における表示は、純額表示でしょうか、それとも総額表示でしょうか。
A	学校法人会計基準(以下「基準」という。)第 5 条では、計算書類に記載する金額は総額をもって表示することとし、ただし書きをにおいて純額をもって表示することができる範囲を、「預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出及び食堂に係る収入と支出その他教育活動に付随する活動に係る収入と支出」と定めている。 資金運用取引は、基準第 5 条ただし書きで純額表示で認められた収入と支出に該当しないため、総額をもって表示することになる。

この Q 1 の回答を冒頭に掲げながらも、Q 2 および Q 3 の処理を認めた本 Q&A の意義を噛みしめたい。なお、蛇足かと思われるが、Q 1 では、MMF などが支払資金となりうるか否かについては全く触れていないことに留意して貰いたい。Q 1 は、MMF などが支払資金であるか否かは別として、資金運用取引は収支表示において総額表示であるといっているに過ぎないのである。

さて、今まで検討してきた取り扱いについては、昭和 60 年の Q&A も平成 19 年の Q&A もそこで取り上げた支払手段の範囲の拡充を除き資金運用取引の実務においては差異がないといってよい。しかし、上記両 Q & A には実務的には差異がないといっても、Q 1 には次のような大きな変更事項があり、換言するとこれ以外は 60 年 Q&A も 19 年 Q&A も実質的に同一であるということになる。

実は、昭和 60 年 Q&A-Q 1 にある「2. 資金運用取引は、質問 2 のように総額表示が原則である。ただし、資金運用取引のうち運用目的が特定されていないもの等、いうならば、貸借対照表でみると流動資産として表示されるものについては、資金収支計算書に取引総額の脚注を付すことを条件として純額表示も認められよう。」という記述が、平成 19 年 Q&A では削除されている。

昭和 60 年の Q&A 制定時には、関係諸団体の同意を得ることが難しく、また、当該 Q&A が基準違反処理になる？のではという心配から抜け出られず、よって、日本公認会計士協会の見解が基準違反にならないようにならないようにとギリギリのところでの意見取り纏めが精一杯であったため、中国ファンドのようなファンドなどの金融商品を支払資金として取り扱うことをハッキリ宣言できず、ご承知のような曖昧表現でその解決を図ったのである。

平成 19 年度の Q&A 改正時では昭和 60 年時の基準がこれらについて改正されていないのであるから、資金運用取引の収支表示や支払資金の範囲に係る取扱いの背景は何ら変わっていないが、上記記述の削除によって、Q&A 全体が実にすっきりしたものになったこと

は確かである。前述した「かような論旨をもって、Q2が純額表示・総額表示という資金収支計算書の表示問題を乗り越えた解決であることを理解しなければならず、資金収支計算書を主要計算書類とする学校法人会計においては必要な取扱いである。よって、このQ&Aを『基準』違反と指摘すべきでない。」は、かようなことを念頭においたものであり、真意をご理解願えるであろうか。

最近の日本公認会計士協会の見解が基準遵守から少し外れているのではと危惧していたが、この件については若干基準違反の感があるが日本公認会計士協会の見解に全く賛成である。基準の定めが、会計処理ではなく学校法人の行動を強く制約しているからである。